

平成30年2月21日（水）

○議長（岡 弘悟君）順番14、20番 辻本君。

〔20番（辻本 勉君）登壇〕

○20番（辻本 勉君）議長のお許しをいただきましたので、一般質問を行います。

今回は公民館についての1件であります。

公民館についての質問につきましては、過去、2004年3月に始まりまして、7回ほどやらせていただいております。公民館について、社会教育について、また、嘱託職員の賃金についてと、いろんな質問をさせていただきましたが、おかげをもちまして、嘱託職員の賃金等については若干改善されまして、よかったという意見もいただいておりますけれども、いろいろ考えますと、まだまだ問題点もたくさんあるのではないかなと、このように思います。

公民館はやっぱり従来と違いまして、役割といいますか、活動拠点としていろんな形に変わってまいりました。昔は地域の大人の方が寄ってくるような場所やという感じもあったんですけども、今はやはり地域の幼児から若いお父さん、お母さん、そして、高齢化社会の中でお年寄りの方も含めまして、地域の全ての方が公民館を利用されて、いろいろな活動をされています。

そういう意味でも、公民館というのはこれからも必要性がありますし、重要ではないのかなと、このように考えておりますので、今回の質問になりました。

本市の公民館についてということで、本市の公民館活動は全国的にも高い評価を受けております。生涯学習及び社会教育の拠点として多くの市民に利用され、地域コミュニケーションの充実と地域の教育力向上に寄与してまいりました。

そして、公民館職員は社会教育のプロとして、また、地域住民と直に接して市民の声を聞き、それを市政に反映するという重要な責務を持っております。市民協働が叫ばれています。市長は常々、市民協働ということで、これからの橋本市については、市民協働が最も重要であるということをいつも言われておるわけでありまして、そういう中で本当に大きな期待が持たれております。それを見まして、個別に質問をしていきたいと思えます。

まず、紀見地区公民館についてであります。

19番議員の質問と若干ダブるんですけども、19番議員のほうは官民連携という観点からの質問でありますので、私のほうは視点を変えて質問していきたいなど。

紀見地区公民館につきましては老朽化が大変著しいということで、早くから地域のほうからも要望がありまして、私も2014年9月に紀見地区公民館と学文路地区公民館の建て替えについての質問をさせていただいております。

そんな中で、学文路地区公民館につきましては見通しがついたといいますか、進んでおるんですけども、紀見地区公民館につきましてはなかなか進まないのが現状でありますので、それについてお尋ねしたいと思います。

続きまして、公民館職員の関係でありますけれども、公民館館長と主事、臨時とおるんですけども、公民館には3名の職員体制なんですけれども、館長という、嘱託職員なんですけれども、の賃金と主事の賃金というのは、年収ベースでいきますと逆転現象が起こっております。それは、館長は管理職ということで時間外処理をされないということなので、主事

が時間外をたくさんとられますと、完全に逆転するという現象があります。

こういう状況が続きますと、大変大きな問題ではないのかなど。館長という職務に対してのモチベーションの低下がありますし、従来から臨時、嘱託の主事と経験を積んだ中で、一定の年齢といいますか、一定の経験を積んだ中で地区公民館の館長ということで昇進されてきたわけでありまして、この賃金の逆転現象が起こりますと、主事から館長へレベルアップしていかないといいますか、そういう状況になってくると、公民館の充実にも影響してくるのではないかなと思います。

この点についてどのように考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

二つ目は、代休及び年休の取得・消化状況でありますけれども、館長につきましては時間外勤務ができない、時間外処理をできないということで代休処理をされておると思うんですけども、この代休もなかなか100%消化できない。そうしたら、年休はもちろん全く消化できない館の館長もあるということで、これは労働基準法の関係からちょっと問題点は大きいのではないかなと思います。

これについて具体的にお教え願いたいと思います。

続きまして、館長、再任用の館長もおられるんですけども、主事から上がってきた館長、嘱託の館長についての定年であります。定年が4月1日現在で63歳まではいけるということなんですけれども、実質的にいきますと64歳の誕生日を迎えた年の3月末で退職ということなんですけれども、これは他の施設と比較して若干違いが出ておるところがあります。

出先でいきますと児童館とか文化センターとかいろいろあるわけでありまして、とりわけ文化センターの館長の定年とは違いがあると。同じ出先の館長、同じ嘱託館長であ

りながら定年が違うということについては、いかがなものかなと思います。

続きまして、社会教育主事としての力量アップということなんですけれども、社会教育主事は大変大事な仕事であります。公民館を館長とともに支えておる、地域の社会教育を支えておる重要な職務であります。最近、公民館の主事クラスの入替えが激しいといいますか、退職される方がどんどんありまして、新しい方が主事になられております。

この方のやはり経験、いろんな問題からいきますと、力量不足ではないのかなど。一生懸命やっただいておるのはわかるんですけども、社会教育主事としての力量というのは若干問題があるのかなど。

それは、やはり行政がもっと指導して、力量アップに努めていく。主事講習もありますので、これは必ず受けさせてあげて、主事としての力量を高めていただくということがあるかと思うんですけども、昨今、財政状況が悪いということで主事講習も受けさせてもらっていないという主事がたくさんいるということなので、この辺についてもご答弁をいただきたいと思います。

職員体制ですけれども、これにつきましては、今申し上げたとおり、最近、退職者が多いということについて何らかの問題があるのではないかなということと、公民館のメンバーを見ますと、他市の市民が結構ウェートを占めておるということ。橋本市民じゃなしに他市の市民がウェートを占めておるということについても、私としてはこういう財政状況も厳しい中でいきますと、やはり橋本市民の採用が、力量に大きく大差がなければ地元の市民の採用というのが私は望むところでありまして、その辺についてもお教え願いたいと思います。

あといろいろ、中央公民館のあり方とか中

央と橋本地区の関係、先ほど言いましたのは採用の問題なんですけれども、低賃金の問題、臨時雇い、嘱託として、やはり賃金がかなり低いから公民館で働く人がいないといえますか、人材の確保が大変難しいのではないかなと思いますので、その辺についてもご答弁をいただきたいと思います。

最後、三つ目ですけども、今後の公民館について。

これにつきましては、もう従来から公民館については質問をやってきております。そんな中で、公民館の役割と申しますか、大変大きくなっています。特に、市長の政策であります共育コミュニティの部分につきましても、公民館が大きいかかわっていかなくてはならないのではないかなと思うんですけども、かかわるとなると、大変、今の日常の状況から考えますと大変な状況。また、主事の力量との兼ね合いからいきますと、共育コミュニティをほんまに回していけるのかというのは大変疑問があります。

こういうことで、それも含めまして今後の公民館について、公民館、社会教育法に基づいた公民館活動でありますので、それを十分ご理解いただいた上で、これからの公民館活動、公民館についてのご答弁をいただきたいなと思います。

壇上からは終わります。

○議長（岡 弘悟君）20番 辻本君の質問、本市の公民館に対する答弁を求めます。

教育長。

〔教育長（小林俊治君）登壇〕

○教育長（小林俊治君）本市の公民館についてお答えします。

一点目の、老朽化が著しい紀見地区公民館の改築の見通しについてですが、現在の建物は住宅開発が盛んであった昭和56年に城山台に建設以来36年以上が経過し、老朽化とともに

に駐車場の不足など利用者の要望に応えられていない状況にあり、早期回収の必要性を十分認識しています。

しかし、区域内人口に対して現公民館の面積では狭小過ぎるため、現在の敷地に新たに公民館を建設することは困難であると考えていますが、現在のところ、新たな建設場所の決定には至っていません。そのため、今後、地域の皆さまや関係部局と建設場所の選定も含め調整しながら、できるだけ早急に建設していきたいと考えています。

次に、公民館職員についてお答えします。

一点目の、館長と主事の年収の逆転についてですが、館長は管理職であることから、基本月額を上回るものの時間外勤務手当の部分で主事には加算額があるため、年収額において逆転現象が生じているケースもあります。これは公民館職員だけの現象ではなく、管理職と一般職員では時間外勤務手当等の関係で逆転するケースは見受けられます。

二点目の休暇の取得状況ですが、公民館では3名から5名という少数での勤務体制となっているため、取得率を見ますと、年休で47.2%、代休で71.2%となっています。

四点目の社会教育主事としての力量アップについてですが、社会教育主事は社会教育にかかわる専門的職員として、専門的・技術的な助言・指導にあたるのが主な職務として挙げられますが、日々の業務に加え、毎年ではないものの大学で行われる講習を受講することなど、主事としてのレベルアップを図っています。

五点目の職員体制についてですが、現在、地区公民館においては、基本的には嘱託職員の館長1名、主事1名、臨時職員の公民館職員1名の3名体制をとっておりますが、一部の公民館では、同一敷地内にあるセンターの維持管理や合併後の広範な地域の社会教育・

生涯学習を進めるために、4名体制、5名体制としているところもあります。

退職時の欠員補充については、市内・市外を問わず募集を行い、面接により採用決定をしていますが、現住所によって可否を決定することはなく、あくまで個人の力量等を見定めた上で、その決定を行っています。

最後に、今後の公民館についてですが、社会教育法の中で、公民館は市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とするとうたわれています。

橋本市には、中央公民館並びに8つの地区公民館が設置されており、社会教育法の趣旨に沿い、社会教育・生涯学習における地域住民の学習意欲のサポートやその向上に寄与するとともに、教養の向上のための学習、健康増進につながる体操や軽運動といったサークル活動、地域内の親睦を深めるための各種行事を展開しているところです。

また、近年は共育コミュニティの概念とともに地域と学校の連携が望まれており、地域・学校・家庭が三位一体となつてのコミュニティ形成を図っているところであり、地域コミュニティの場を提供することで、事業を通して住民の健康と福祉の増進、文化的な質の向上を図っています。

さらに、地域住民の要望を受けとめ、地域の特性を生かし、地域住民と協働でこれに取り組めるよう努めています。

また、地域のサークル活動を支援しつつ、運営委員会との連携を図りながら、学校との情報共有によって世代交流の場を提供し、加速する少子高齢化など地域の課題に取り組んでまいります。

○議長（岡 弘悟君）総合政策部長。

〔総合政策部長（上田力也君）登壇〕

○総合政策部長（上田力也君）次に、公民館職員についての三点目の、館長の定年についてお答えします。

本市の地区公民館の館長職は現在のところ嘱託職員をもって雇用しており、これらの職員の雇用年齢は、橋本市一般非常勤嘱託職員の雇用に関する規則第3条で、雇用時において原則63歳以内の者であり、業務の内容により任命権者が特に必要であると認める場合はこの限りでないと規定しています。

この例外規定に関してはこれまで地区公民館長に適用した事例はありませんが、例外規定の適用は後任者の確保ができていないといったやむを得ない場合を想定しています。

今後、公務員の定年年齢が段階的に引き上げられると想定されることや、平成32年度から非正規職員に関する会計年度任用職員制度の運用を予定していることもあり、こうした過程の中で、嘱託職員の定年に関しても、定年年齢の引き上げや弾力的な運用等、見直しを行っていきます。

○議長（岡 弘悟君）20番 辻本君、再質問ありますか。

20番 辻本君。

○20番（辻本 勉君）それでは、順番に再質問をしていきたいと思えます。

まず、紀見地区公民館についてでありますけれども、大変いい答弁をいただいておりますか、できるだけ早期に建設していきたい、建設するというご答弁をいただいておりますが、財政の問題とかそんなことはいつでも述べてくれてないので、これはちゃんとやってくれるんじゃないかなと、ものすごく期待をするようなご答弁をいただいておりますけれども、ほんまにこんな答弁でいいんですか、やるんですかと思うんです。

最初に、冒頭で述べましたけども、2014年9月に建て替えについて私が質問しておるんです、紀見と学文路については。それから何にも進んでなくて、それで今、できるだけ早期に建設していきたいということなので、これほんまに積極的に取り組んでいただけるんですか。地域とのいろんな調整もいろいろ言うてくれとるけども、そんな最近ここ3年間の間に、3年、4年の間に、そんな話を十分したというのは全然表に出てけえへんやけどね。

ここへ来て、地区のほうから、区長会のほうからそういう話を出ていると思うんですけども、市当局として地元とほんまに話を詰めたいというようなことは、私はあまり聞こえてけえへんのですけども、そんな状況の中でほんまにこれできるんですか。早期に建設していきたいと言うてくれとるけども。

上辺だけちゃうん。気持ちだけ、建設していきたいけど、ほなどないするんやという話があれへんけど。ほんまに建設していく気持ちがあるんかどうか、ちゃんとここまで答弁いただいとるんやったら、それもう一度きちっと言うてください。

○議長（岡 弘悟君）教育長。

○教育長（小林俊治君）答弁させていただきます。

○議長（岡 弘悟君）20番 辻本君。

○20番（辻本 勉君）ありがとうございます。

できりゃ期限を切りたいんですけども、学文路地区公民館と紀見公民館、これもうほとんど同じ時期にできておると思うんです。学文路のほうが1年遅いんですかね、たしか。多分遅いと思うんですよ。

前に行きますと、紀見北というのが、きのうの質問にもあったんですが、対象人口といえますか、すごい多いわけでしょう、もともと。利用者というか紀見地区公民館のエリア

といえますか、すごい大きいわけでしょう。

その、昔の国道といえますか、国道371号を挟んで、こうあって、大変エリアが広いということになってきたときに、前には出てきたのは、どういう問題が発生するんなど。今度つくるんやったらあその場所では、あそこはもともと狭いしだめやけども、どこへつくるんなどという話があるわけでしょう。

二つせなあかんのちゃうかいという話もありましたけども、一つとなったらどこへつくっていくんなどという話も出てきとるけども、そういうことすら全く詰めてないのに、そうでしょう、これ財政的にもそういう措置を考えとるんですか。教育長はやりますと言うとるけど。いけるんですか、財政的にも。教育委員会はやりますと言うてくれとるけども、財政的にもいけるんですか。

財政的にしんどいと言われたら、またいろいろ話をせんらんこともあるんですわ。学文路もやっとする。学文路はやっとするわけや。そうでしょう。財政がしんどかったら学文路も紀見もせえへんだらええわけや。学文路はたまたまというか、土地があって、中学校の統合があって土地があいてきて、というか校舎を潰して、こども園をつくって、そのときにやるんやけども、財政ないんやったら、財政的にしんどかったらどっちも同じように、公平性からいうたらどっちもやめたらええわけ。待ったらええわけや。

学文路がやったんやったら、紀見かてやったらなあかんし。そうでしょう。橋本市は、北部サラリーマン層は、合併してから、そうでしょう、大きな税金を納めてきておるわけです、橋本市に対して。いえ。そして、対象世帯も多いとなってきたときに、やっぱし早うしてやらんと。それはやっぱり行政の公平性ではないんかな。

何年遅れてやるんか、その辺、もうやりま

すやりますと言うても、いつ頃までにやると
いうとこまで詰めておるんですか。

○議長（岡 弘悟君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）辻本議員の質問にお答
えます。

今、いろんな場所の提案をいただいでいま
す。城山台、細川区、御幸辻区、橋谷区、こ
の四つの場所の提案を各区・自治会のほうか
らいただいでいます。

その中で、これから場所については教育委
員会とよく検討して、費用的なものも十分考
慮して、どこがいいのか、また、場所として
一番真ん中ぐらいになればええのかなという
ふうな考え方も持っています。

その中で今、私はだいたい決めているんで
すけども、財政の問題もありますので、きの
うも16番議員の質問の中で、公共施設の整備
計画を年度別につくっていかうというふうに
今思っています。それというのは、やっぱり
財政的に財源を確保できなければ、やる、や
ると言ってもできません。

その中で、公民館は残念ながら有利な起債
はありません。単独でやらなければなりません
ので、紀見公民館についても何かもう少し
有利な起債ができるような複合施設にできな
いかなというふうな選択肢もあるのかなとい
うふうに考えていまして、まず、今やっている
学文路、山田のこども園、そして、学文路
の公民館、そして、学校の改修をどこをやる
のか、公民館をいつの時期にやっていくのか
というふうなことを、今、内部でまだ検討し
ている段階なんです。

下手に建てるということになりますと、ま
たうちへ持ってこいとかいろんな話が私のと
ころへ来ますので、やっぱりある程度、話を
煮詰めた上で、この時期に建設をするという
ふうな発表をしていきたいというふうに思っ

ています。

まず、財源があるかどうかというところの
精査もあります。その中で私の任期中にでき
ればいいのかなというふうに思っています。
私はあんまり地元のことをやっていませんの
で。そういうことも含めて、できるだけ公民
館の老朽化という問題も十分承知しておりま
すので、任期内に何とか仕上げられればな
というふうに思っています。

○議長（岡 弘悟君）20番 辻本君。

○20番（辻本 勉君）もう、えらい急な話か
なと大変喜んでおったんですけど。

市長、そういうことで、財源の問題も含め
ていろいろ検討していただいておるとい
うことなので、お金がないからそういうことは
できへんということあんまり言わんといてほ
しいんです。学文路はやったでしょう。今の
段階でもお金ないけど、学文路はやってます
やん。学文路中央公民館は工事進んだらわ
けでしょう。

そうしたらやっぱり、無理してお互いに両
方をやっぱりやるだけの頭を使うて、やっぱ
りやっていったらんと、こっち、市長は次の
任期中にはやるというてくれとるんで、それ
はもうありがたいことなのであんまり言いま
せんけども、できたら、やっぱり公平にちゃ
んとやってほしいというのが私なので、ただ、
教育委員会みたいに、やります、やりますと
言われとつても、答弁をいただいても、それ
だけでは納得できへんので、ちょっと再質問
をさせていただきました。

これはこれで、市長のご答弁をいただきま
したので、ありがとうございます。

続きまして、二つ目、公民館職員の館長と
職員の年収逆転現象の部分なんですけども、
ちょっとこの辺が、主事の賃金についてもも
とと一定、何年勤めても同じ給料やという
ことで、いろいろ質問させていただいて、ち

よっと5年とか10年の刻みで若干増やしていただいて、大変喜んでおるんですけど、それは当然だと思うんですけども、それをしてきた中で館長との逆転現象がやっぱり起っておるわけです。

それをやっぱりもうちょっと考えていかんと、管理職やからと言うとるけど、管理職、管理職って、館長は管理職ってどんな権限を持っておるんですか。ただいろんな形で都合のええように管理職にしておるだけであって、管理職というてても本課の課長やとは全然権限もあれへんし、ただほんまに名前だけの管理職ではないのかなと思うんですけど。

それと、逆転現象が公民館職員だけの現象ではなく、管理職と一般職員の間でも時間外勤務手当等の関係で逆転するケースは見受けられると。これ、管理職って正職の管理職の年収と正職の一般職員の賃金なんて逆転してないでしょう。嘱託の管理職がおって、嘱託の職員がおって、この人らの賃金の逆転現象があったとしても、普通の、一般正職の管理職と一般事務とかいろいろやってる嘱託職員と逆転しておることはないでしょう。ありますか、そういうの。ここに書いてくれておるけど。この管理職いうたら誰を指しておるんですか。出先の管理職ですか。

○議長（岡 弘悟君）教育長。

○教育長（小林俊治君）超過勤務の状況によっては、出先ではなくて市職員の賃金の逆転現象も見られます。

○議長（岡 弘悟君）20番 辻本君。

○20番（辻本 勉君）本庁の課長と、一般職やで、嘱託と、年収の逆転現象が起こるというたら、どれだけ時間外しとるんよ。そんなん考えられんような時間外をしとるんちゃうか。それ、嘱託の館長やから賃金が低いから逆転現象するかもわからへんけども、一般職の管理職と嘱託とで逆転現象が起こるって、

そんなもんあり得ん話や。むちゃくちゃな残業せんと。

○議長（岡 弘悟君）教育長、ちょっと誤解されていますよね。嘱託職員と管理職ですよ。一般職員と管理職じゃないですよ。

教育長。

○教育長（小林俊治君）一般職員同士の逆転を先ほどお話しさせていただきました。一般職員と嘱託職員との給与逆転ということは起こっていません。

○議長（岡 弘悟君）20番 辻本君。

○20番（辻本 勉君）それらもほぼ例外的というか、と思うんです。そんなむちゃくちゃ逆転現象がそうそうあってはならんと。あまりあってはならんことだと思うんですけども、この辺の部分については、状況は答弁いただいておりますやけど、ほんならどないするんなどという話は全く答弁ないやん。どないしたるんなど。そうでしょう。

こういう状況が続くと、公民館の現場がやはりうまくいかないとか、やはり主事で頑張って社会教育を一生懸命やって管理職になろかと、館長になろかと、館長になって橋本市をよくなしていこか、社会教育よくなしていこかという、そういう気持ちにはならん。現在の館長ですら、やはりモチベーションが下がるわけよ。そういうのをどないして改善したるんですか。改革。

○議長（岡 弘悟君）教育長。

○教育長（小林俊治君）まず、現状をお話しさせていただきますと、期末勤勉手当もございます。そうなりますと、平均年収でいくと、平均年収では館長のほうが当然上になっております。超過勤務を入れても。

次に、議員おただしの、いわゆるモチベーションの問題がございます。ただ、地区公民館の8名の館長につきましては、現時点で、極めて自分の職務についてプライドを持ち、

また、自分のやっていることについて自信を持って、各公民館の活動に館長として従事していただいている。そして、社会教育における公民館の役割という、そういう点で自分が館長であるということで、リーダーシップをとってしっかりとやっていただいていると、そのように思っています。

○議長（岡 弘悟君）20番 辻本君。

○20番（辻本 勉君）上辺はそうなんよ、教育長。上辺はそうなんよ。館長と話して、教育長が話したら、上辺はそうなんよ。中身はどうなのか。腹を割って話したら、僕はもう全部回らせてもろうたけど、そんな話はせえへんで。ないですよ。

いや、それなりに一生懸命やっていますよ。やってくれておる、館長は。そやけど、やっぱりそれはちょっとという考え方の人ばっかし。それは自分の職務として館長という職務を与えられておるので、それは現状、賃金がどうであろうが逆転現象があろうが、一生懸命努めてくれておるわな。努めるのが当然やし。それは評価したらなあかんけども、中ではやっぱりあれなんよな、ほんまに。こんな逆転現象がずっと起こるんやったら、かなわんと。ほれで、やはりこれから将来、館長になる子もなりたくないというか、上へ上がっていけへんて。上がりたくないんやもんな、給料下がるんやったら。

それをやっぱりもうちょっと考えていかんと、やっぱり公民館って大事ですよ。でしょう。これから、いろいろな面でいうたら。いろんなことを公民館で、ただ単に貸し館をやったりサークルのあれやったりしとるだけと違うよな。いろいろなことやってるわけやろ。ものすごい大事な、これ市民協働の拠点やしな、いわば。地域の人に来てもらって。そうでしょう。

この間、恋野地区の公民館の文化祭、市長

もいつも来てくれとるけども、もう小さい子どもから、もうほんまにおじいちゃん、おばあちゃんまで、全部ほんまに地域の人みんなというほど寄ってきて、やっとなるわけやろ。これからはもう特に大事な部分やしな。

あそこまで地域の、いうたら市民と接しておる職員というのはおれへんと。本庁内に誰もおれへんで、そなん。そうでしょう。市民と直接接して、いろんな生活をしておるわけだから。ものすごい大事な部分なんで、この館長をやっぱりもうちょっと待遇面でも考えてやらんとあかんと思うんです。

何らかの形で考える余地があるんでしょうか。これ賃金のことなので教育長にあんまり言うてもあれやし、前は副市長にもいろいろ、賃金の関係で、嘱託職員は何年働いても同じ給料というのはおかしい話やなという話で、いろいろと議論をしながら上げていただいた経緯もあるんですけども、副市長、その辺どう思われますか。

○議長（岡 弘悟君）副市長。

○副市長（森川嘉久君）賃金制度というのは若干それはご指摘のような矛盾もないことはないというふうに認識はしておりますが、現下の人件費抑制あるいは物件費の抑制という市の大きな課題の中で、なかなか待遇改善というところにいくのは現時点では難しいのかなというふうには思っております。

議員ご指摘のとおり、以前には若干そこも改善した経過がございますが、それ以後かなり財政的に厳しい状況が続いておりますので、現時点でどうということは申し上げにくいんですけども、先ほどから、何年働いてもというお話のところは若干、今後、国の制度が変わってきまして、臨時、嘱託の部分は制度改正が予定されておりました、それに基づいて若干そういうところについては修正されるであろうというふうに思っておりますので、そ

これは今後改善できるのではないかというふうに思っております。

ただし、先ほどから出ております逆転現象のところも、正職のところも、教育長が申し上げたように実際そういうことはあるわけですので、逆に、それほどまで残業をしていただかなくてもいいような運営体制というのは、ちょっと課題として必要なのかなというふうには思います。

以上でございます。

○議長（岡 弘悟君）20番 辻本君。

○20番（辻本 勉君）あんまりいい話じゃないね。もう一つ。期待しとったんやけども。

管理職やから時間外してないでしょう。あとの、次の年休とか代休の関係でもあるんですけども、代休でいっとるわけでしょう。時間外って、それだけ仕事があつてせなあかんけども、管理職という扱いになつとるから時間外にはでけへんと。そやから代休扱いにしているわけでしょう、実際。そやから、代休扱いにしとつても、代休も全てとられへん。そうでしょう。そういう状況なんよな。

それやったら、もうちょっとそここのところで、管理職という扱いにしとるんやったら、もうちょっとやっぱり管理職として待遇もそれだけのことをしてあげらなあかんのちゃうかいと。そうでしょう。一応、管理職なんやからね。

市の職員、管理職手当は何ぼついとるんですか。その辺も含めて、もうちょっと検討してください。そうじゃないとあれなんで。

館長でも、五十四、五歳ぐらいで館長に上がってくれておる人、まあまあたくさんいてるんでしょう。いわば結構長いこと館長をやってくれておって、ほんでころころころころ変わってきた主事と賃金が逆転したら、これはほんまいうたらやっつけられへんわな、こんな。

管理職というんやったら管理職なりの待遇をやっぱり与えたってもらわんと。嘱託職員であろうが。管理職と違うたら構へんねやで。もう一定の金額があつて構へんのやけど、管理職という名をつけて束縛しておるんやったら、きちっとそれだけの待遇を与えたるのが普通やろ。普通ではないのかなと思います、教育長も任期ももう少しなので、その間にいっぺん改革したってください。みんな喜ぶように。

続いて、関連しているので2番のところでもちょっと再質問したいと思います。

代休及び年休の取得・消化の状況を、大雑把な、これ平均的やと思うんですけど聞かせていただいておりますけども、年休で47%しかとれてない。というか、年休がゼロの館長もおるんですよ。年休とれてない。年休は全くとれてない、代休すらとれない。半分ぐらいしかとれない。これ七十何%になつとるけど、こんなんちょっと平均的なんであれなんやけど。こういう状況をどない考えておるのかな。もう賃金と関係してくるのであれやけども。

代休なんかでもあれでしょう、繰り越しておるわけですよ。時間外の部分だけ繰り越しておるわけでしょう。代休取得時間を引いて繰り越していつておる。それで、二百何十時間もこれ繰り越していつておるんでしょう。繰り越してまたたまってきたり、また繰り越し。これはどこの公民館もそうやと思いますわ。

こういう現状をどない改善してやるんですか。これはそやから働いてるわけでしょう。働いておつても代休すら半分ぐらいしかとっていない。なおかつ年休もとれへん。とられへん。こんな状況というのはちょっと働く人にとっては大変な状況でしょう。

この辺、ちょっとご答弁ください。

○議長（岡 弘悟君）教育長。

○教育長（小林俊治君）年休並びに代休の取得率についてなんですが、館長で年休の取得率、平均で38.3%。30日で38.3%の年休です。代休につきましては、館長で80.3%の取得率。今、議員おただしのおり、年休でゼロという館長も1名おられます。ただ、この館長につきましては、代休取得率が100%近いと。つまり、年休をとらずに全て代休をとられているという形になります。

対して、主事につきましては、年休の取得率が54.4%、代休の取得率は45.0%という数字が出ています。

確かに、議員おただしのおり、年休、代休、もう完全にはとられていない状況があります。このことについては、いわゆる教職員の、ブラック企業もかなり議会でお話がありました。まさにこういう状況、行事、事業に対しての準備であるとか、そのときに参加して従事しているとか、公民館においてもさまざまな事業が増えてきているというふうに私は捉えています。

ただ、この事業が本当に必要なのか必要でないかというのを、ある一定、今後精査していく必要がある。ビルド・アンド・ビルドになっていないか。スクラップするところはやっぱりスクラップしていく必要があるのではないかと考えています。

ただ、新しい事業が、先ほど議員言われたとおり、おっしゃられたとおり、共育コミュニティをめぐるさまざまな事業もございます。また、学校運営協議会の運営協議委員として夜に参加していただいているという館長も、全て館長はそこへ参加してきています。それが各中学校区に重なると大変な残業量になります。

ここの部分も今後しっかりと精査して、なるべく、いわゆる代休をとらなくても、時間

外勤務をなるべく減らしていく、代休の日数を減らしていく、そういう取り組みをしたいと、そのように考えています。

○議長（岡 弘悟君）20番 辻本君。

○20番（辻本 勉君）教職員の話も出ましたけども、教職員とこの嘱託職員と全く待遇が違う。ほんまに。大変なのは大変やで、どちらも、そういう時間外勤務とかあって大変なことは大変やけど、この嘱託職員というのはそれだけの、将来というか保証もないし、大変です。全然、待遇面で違うから、対象にはならんと思いますよ。大変なのは大変なんやで。どちらもそういう労働に対しての大変なあれはわかりますけども。

そやけど、これ上がってきているけど、代休の時間は上がってきてるけども、ほんなん館長はちゃんとつけてないはずやで。できるだけ少なく上げてきていると思う。もっと出てるはずなんよ。もっと時間外、休日出勤とか全部やってるはずなんよ。表へ出てきておるのはそのうちのごく一部。一部というか大半やけども、まだこれよりもあるはずなんよ、教育長ね。

教育長、ほんで、これからの関係でいうたら、いろんな問題が増えてきておるわけやろ。そやろ。仕事が、共育コミュニティも含めて増えてきておったら、それはスクラップ・アンド・ビルドというて、それ、言うたら悪いけど、教育委員会が何でそこを指導せえへんよ。中央公民館や教育委員会がその辺の仕事の内容を中身までちゃんと全て地区公民館の指導をするのが仕事でしょう。そういう働きをせんでもええように、指導して改革していかな。そうでしょう。現場の館長というのは地域との密接な関係があって、切っても切れんような仕事がいっぱいあるわけや。そうでしょう。それをやっぱりきちっと、働き方をちゃんとしてやるというのは、中央公民館

や教育委員会の仕事や。

それはもっと、今度、平成30年度はもっと精査して、本庁のほうできちっとやって、こういうことは省いてこういうことに専念していこうよとか、そういうことをしていかなとあかんのちゃいますか。ここで言うとっても何にも生まれへんで。きちっと指導していかな。現場でやっている子にスクラップ・アンド・ビルドいうたってなかなか、自分ら日常やっている中ではなかなか改革でけへんよ。そのために中央公民館もあれば教育委員会もあるわけやろ。それが仕事やと思います。ちゃんとやってくださいよ、きちっと。

続いて、3番目の、ちょっとここが気になるところなので、館長の定年について。ご答弁いただいたんですけども、ちょっと答弁が簡単な答弁なので。

橋本市一般職非常勤嘱託職員の雇用に関する規則第3条ということで、原則63歳以内ということになっておるんですけども、例外適用もあるということなんですけど、公民館は例外適用しない。ほかのところは、例えば文化センターは例外適用をしておるわけでしょう。公民館は同じこの規則を、これ基本的には、規則がありや、それをきちっと守るのが普通なんよな。守るために規則はあるんやから。何で例外。例外というよりも、例外というのはたまたま、たまに発生して例外なんよ。ずっと発生しておったら例外とは言わんのよ。

文化センターの館長については63歳。この原則でいいますと4月1日現在なので、公民館は63歳、文化センターは64歳。これはもう慣例化しておるといいますか、例外扱いではない。ないんやったら、同じように規則を変えるなり規則をちゃんと守らす。そうでしょう。守っていくということにせんとおかしいんとちゃうんですか。何か理由があるんですか。例外を恒久的に使う理由も含めて、ちょ

っと違いをお答えください。

○議長（岡 弘悟君）総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君）文化センター館長におきましては、今、議員ご指摘のとおり、この例外規定を適用した事例というのが新市になって2件、お二人ございます。これ、いずれも64歳ということで、一つ、63歳ではなくて64歳。こういう事例がございます。

理由としては、その時点でなかなか適任者がいなかったということがその理由なんですけども、やはり規則がありますので、この規則に基づいて、これを忠実に守っていくという考えでおります。

○議長（岡 弘悟君）20番 辻本君。

○20番（辻本 勉君）公民館の館長もそうですけども、再任用制度ができてきて、結構、職員、退職者を採用せないかんようになっておるでしょう。人材おれへんというようなこと、採用者がいないから、そうでしょう、もうこんな形で延ばしているというような言いわけをしておったけども、そんなっておかしな話なんよな。そうでしょう。

ずっと定年退職者はおるわけやろ。おるわけやろ。そんなん市の職員よ、悪いけど定年になって文化センターの館長ようせんでどないするんよ。言うたら悪いけど。そやろ。定年になった人、どんどんはめていったらええわけやんか。特に教職員、校長、教頭とかで定年になった人というのはなかなか優秀な方も多し、管理職やから、校長なんか。そういう文化センターの管理職、公民館の管理職、適任やわな。そういうのをどんどんはめていったら、何も文化センターだけ特別扱いで64歳にする必要は何もあれへん。同じように規則を守ったらええわけや。そうでしょう。

ほんで、今後いろんな状況があって、法律等も変わってくる、いろんなことが変わってきたときには、同じように64歳や65歳に延ば

していくのが普通なんよ。そうでしょう。それやったらもう、採用というても2人と言うてたけど、その前も64歳までいっとるわけや。前じゃないんか、もう定年になったんかな。64歳で終わっとんかな。今度終わる人もあるし。その辺を含めていくと、ちょっと、やっぱりきちっと是正すべきやと、規則を守るべきやと思う。

恒久的に例外を使うというのはおかしな話。そうでしょう。だから、文化センターの館長についても、通告外になるのであれなんですけども、やはりきちっと公募するなりOBをはめていくなりしていったら別に問題はないので、きちっと同じような扱いをしていくのが普通やと思いますので、すぐ是正してください。できますか。

○議長（岡 弘悟君）総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君）はい。規則をきっちり運用していけるように努めてまいります。

○議長（岡 弘悟君）20番 辻本君。

○20番（辻本 勉君）その辺の観点でいきますと、今の現在の文化センターの館長が、64歳までいくというのであれば、いっておるわけでしょう。今現在、1人いっているでしょう、64歳までいっているわけでしょう。そんなんの観点からいくと、例外を認めるというのであれば、公民館かって例外を認められるはずなんよな、いえば。

学文路地区公民館というたら、今、建設をしておるわけでしょう。学文路地区公民館は建設してるわけやな。来年度から新しくなっていくんやけど、今、最も大事なときなので、館長そのまま残してほしいよというような地元の見解というのはものすごいあるんよ。そやけどそれは、例外を認めないというのであれば、それはええんやで。やむを得ない部分やけども、今までよそで例外を認めとんやっ

たら、そこも認めてやったらどうなんよと。大変大事な時期やないかと。そうでしょう。

学文路地区公民館の館長はこの3月で定年なんよ。今、工事が始まってきて新しい公民館になっていく段階で、そうしたら、この学文路地区公民館の今の館長が変わったら誰が責任を持ってやるんかなという話なので。そやから、そういうことであら例外は適用できるんやけども、そこらも含めて、もうきちっと、もう例外は認めないような形でやってください。それが一番普通やと思います。

続いて職員の関係、社会教育主事の部分につきましては、主事講習会、予算が上がってきたらつけてやってください。金額的には大した金額ではないので。これをやることによって、公民館がかなりの、主事も含めてみんなが力量アップできるということになると、そんな。和歌山県でやっているはずなので、場所が遠いところで、昔は神戸大学とかであったので、ちょっと遠いのでいろいろ経費もかかるかもわかりませんが、和歌山大学でやる分であればそんな経費もかからんし、それぐらいの費用というのは当然つけてあげてほしい。何回か切られておるみたいなので。今回はつけていただいておるみたいない感じで聞いていますので、それはありがたいんですけども、やっぱりそういうしょうもないところでけちらんようにしてください。人をつくっていくという大事な部分なので、よろしく願いしておきます。

職員体制のところ、ちょっと採用の問題が気になったので、今回質問させてもらったんですが、橋本の市民がものすごい少ないので、ものすごい気になっています。これ何でかなという。何かの理由があるのか。力量が大差なければ、私は橋本市民から採用してやるのが、僕は普通ではないのかなと。臨時、嘱託については、正職というのは広域で採用

しておるんですけども。

できれば、よっぽど比較を持っておって、この人は公民館職員としてもう絶対必要やという子であれば別にどこの方でもいいと思うんですけども、あんまり大差ないんやったら、何で橋本の子を採用したってくれへんのかなと。ここのところ、もうものすごい入れ替わりが激しいので、どんどん採用されておるんです。どんどん採用されておるけど、最近採用されておる子は全てよその人なので、その辺ちょっと気にはなるんです。

橋本の市民からの応募がなかったのか、あったのか。あっても力量が悪かったのか、試験の中で。その辺も含めて、ちょっと気になる点なので。市民の感情から見たら。そうでしょう。やっぱり市民の働く場所を提供してやるというのは行政の仕事やと思うので。その辺どうですか。

○議長（岡 弘悟君）教育長。

○教育長（小林俊治君）職員の採用については、面接で行っています。表現力、社会性、積極性、堅実性、態度、そして、資質という6点を挙げて面接をさせていただいています。

職員の住所なんですけども、現在、中央公民館を含めまして32名の職員がおります。そのうちの24名が橋本市です。8名が他市町になります。ただ、その他市町に住まわれておる職員の方も、いわゆる結婚して住所が移ったという方もおられます。そして、新しく来た、最近応募して採用された方につきましては、橋本市の方です。

いわゆる、議員言われている他市町が多いというふうには私は捉えておりません。75%が市内ですし、25%が市外ということで、そして、その上で、厳正な面接をさせていただいて、そして、公民館職員として十分力が発揮できる方かどうかを評価させていただいた

上での採用ということですので、自分たちとしては公民館の活性化につながる職員、やっぱり人ありきの部分がございますので、職員を大事にして、面接も評価して採用させていただいているという状況です。

○議長（岡 弘悟君）20番 辻本君。

○20番（辻本 勉君）気になった部分なので質問させてもらったんです。絶対全て橋本市から採用せいというわけでもないで、やはりきちっと面接をして、きちっとした中で公民館職員としてふさわしい人が、別によその、かつらぎ町の方でも素晴らしい方はたくさん、僕も公民館へ行かせてもろうとるけど、ほんまに、現在、臨時やけども、ほんまにこれから公民館をやってもらいたいなという、素晴らしい子もおられます。かつらぎ町の方でも。主事なって、館長になってほしい、こういう素晴らしい経験を持っておるし、そんな人はいいですよ。

ちょっと気になったので、橋本の方が募集に応じてきて、ほんまに悪かったのか、橋本の子が誰も来えへんのかなと、そういう心配もしていたので、ちょっと質問させてもらったところでございます。それはそれで結構でございます。

あと、最後に、今後の公民館については、教育長のほうから答弁をいただいておりますし、橋本市の教育委員会がちゃんとやっていただけるということなので、安心をして、これからの公民館活動、さらに行政のバックアップをお願いしたいなと思います。

終わります。

○議長（岡 弘悟君）20番 辻本君の一般質問は終わりました。

この際、11時20分まで休憩いたします。

（午前11時6分 休憩）